

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年11月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500262 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500116 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 24 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 48 年 8 月 5 日から同年 10 月 1 日まで

② 昭和 48 年 10 月 31 日から昭和 49 年 3 月 25 日まで

私は、A社に昭和 48 年 8 月 5 日から昭和 49 年 3 月 24 日まで勤務していたにもかかわらず、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、請求期間①及び②の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社において、請求者と同じ業務に従事していたとする請求者の同僚の陳述から、勤務期間については特定できないものの、請求者が、請求期間①及び②においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「請求者の請求期間①及び②の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、確認できる資料が無いため不明である。」と回答している。

また、請求期間①及び②において、請求者と同じ業務に従事していたとする同僚について、当該同僚の記憶する自身の勤務開始時期及び勤務終了時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日及び同資格喪失日を比較したところ、勤務開始時期よりも後に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、勤務終了時期より前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっていることが確認できる。

さらに、A社において、請求期間②に厚生年金保険の被保険者資格がある同僚に係る記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日と雇用保険の被保険者資格取得日は一致していないことが確認できることから、同社では、必ずしも、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、請求者は、請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500224 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500117 号

第 1 結論

本件訂正請求を却下する。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 27 年 2 月 16 日から同年 6 月 1 日まで
② 平成 27 年 6 月 1 日から現在まで

請求期間①について、本来、日本国憲法の下では、法の下に平等であるが、厚生年金保険料はそれにそぐわない。所得税のように収入金額に応じて料金を決定すべきである。

請求期間②について、厚生年金保険法の第 23 条、随時改定とあるので、3か月待って翌月から保険料金を改定すべきである。

第 3 判断の理由

厚生年金保険法（以下「法」という。）は、法第 28 条の原簿（以下「厚生年金保険原簿」という。）に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。）が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすると規定している（法第 28 条の 2 第 1 項）。

特定厚生年金保険原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、「被保険者の種別及び基金の加入員であるかないかの区別、賞与の支払年月日、保険給付に関する事項、離婚時みなし被保険者期間並びに離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬月額、標準賞与額及び保険給付に関する事項、被扶養配偶者みなし被保険者期間並びに被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬月額、標準賞与額及び保険給付に関する事項」と規定されている（厚生年金保険法施行規則第 11 条の 2）。

請求者は、本件の訂正請求により、法で規定されている標準報酬月額の決定及び改定方法について納得ができないと主張しており、訂正請求をすることができない事項について訂正を求めている。

よって、本件訂正請求は法第 28 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことか

ら、不適法な請求であり、却下することが妥当である。